

2020年度 改正規則の解説

～ 改正規則と規則適用上の解釈について ～

解説 日本野球規則委員会

プロ・アマ合同の日本野球規則委員会は、1月27日に2020年度の改正規則16項目を発表しました。16項目の中で大きな変更となるものが2点あります。一つ目は、5.09(b)(7)走者が打球に触れた場合の規則の改正です。この改正に伴う関連規則3項目も併せて改正となりました。二つ目は、5.07(a)(2)【注2】いわゆる二段モーションに関する注釈文の改正です。投手の投球動作に関してはほかにも3項目が改正されました。

まず、規則解釈が大きく変更となる、この2点の改正について解説します。

(1) 5.09(b)(7)の改正

5.09(b)(7)前段を次のように改める。(点線部を削除、実線部を中段から移動)

走者が、内野手(投手を含む)に触れていないか、または内野手(投手を除く)を通過して
いないフェアボールに、フェア地域で触れた場合。(5.06c6、6.01a11 参照)

【解説】

この改正は、「走者が、フェアボールにフェア地域で触れた場合」は原則として、すべてアウトであることを明確にしたものです。打球が内野手を通過したかどうかは問わないことになり、これまでのわれわれの規則解釈を変更するものです。ただし、これには例外があり、それは、5.06(c)(6)ボールデッドの項および6.01(a)(11)走者の妨害の項に記載されている、以下の二つのケースです。

- ・いったん内野手(投手を含む)に触れたフェアボールに触れた場合。
- ・1人の内野手(投手を除く)に触れないでその股間または側方を通過したフェアボールに、すぐその後方で触れても、この打球に対して、他のいずれの内野手も守備する機会がないと審判員が判断した場合。

この2つのケースは、いずれも守備側のミスした打球(ボールに触れる、トンネルなど)まで避けることを走者に課することはできないとの考え方から定められたものです。

以下、この改正による取り扱いについて具体例を挙げて説明します。

【例1】

ノーアウト満塁、内野手は前進守備態勢を取った。打者が三遊間を真っ二つに割る打球を打ち、このレフト前に抜けそうな打球に三遊間で走者が当たってしまった。

【裁定】 走者は、内野手(投手を含む)に触れておらず、また内野手の股間、側方を通過したのでもない打球にフェア地域で触れたことによりアウトが宣告される。打者走者は一塁へ、一塁走者は押し出されて二塁が与えられ、三塁走者は三塁に戻されて、1アウト満塁で試合が再開される。

[例2]

走者一塁、一塁手は走者の前で守備していた。打者は一塁手の横にゴロを打ち、一塁手はそれに飛びついたが捕れず、その直後、走者がこの打球に当たった。

【裁定】 この場合は、一塁手のミスとは考えられない。2つの例外には当たらないので、打球に触れたという理由で走者にはアウトが宣告され、打者には一塁が与えられる。

※内野手の側方とは、野手が一歩も動くことなく処理できる範囲のものを言います。

[例3]

走者一・二塁で、一塁手および三塁手はバントに備えて前進守備。このとき走者はダブルスチールをした。打者はバントと見せかけて打って、打球は前進守備の三塁手を超える高いゴロ(チョッパー)となった。打球は二塁走者に当たった。2つのケース: (a)ショートは打球に対して守備しようとしていた。(b)ショートは打球を守備する位置にいなかった。

【裁定】 (a)(b)いずれのケースも、例外規則に該当しないフェアの打球にフェア地域で触れたので、二塁走者にはアウトが宣告される。

[例4]

走者一・二塁、三塁手はバントに備えて、ベースパスより少し前に位置していた。走者はダブルスチール。打者はバントと見せかけて打ったが、三塁手へのゴロとなった。これを三塁手がトンネルし、打球は三塁手のすぐ後方で二塁走者に当たった。2つのケース: (a)ショートは打球に対して守備しようとしていた。(b)ショートは守備する位置にいなかった。

【裁定】 (a)のケースでは、二塁走者はアウト。打球は三塁手の股間を通過したが、他の野手が守備する機会があった。(b)のケースでは、インプレイの状態に置かれる。打球は三塁手の股間を通過し、他の野手も守備する機会がなかった。

関連規則として、以下の3項目も改正されました。

(2) 5.05(a)(4)の改正

5.05(a)(4)末尾に()書きを追加する。(本文には変更なし)

野手(投手を除く)を通過したか、または野手(投手を含む)に触れたフェアボールがフェア地域で審判員または走者に触れた場合。(走者については、6.01(a)(11) 参照)

(3) 5.09(b)(7)【注2】①②の改正

5.09(b)(7)【注2】の①の冒頭および②の全文を削除する。(点線部を削除)

① 内野手を通過する前に、塁に触れて反転したフェアボールに、走者がフェア地域で触れた場合、その走者はアウトになり、ボールデッドとなる。

② 内野手を通過した直後に、塁に触れて反転したフェアボールに、走者がその内野手の直後のフェア地域で触れた場合、この打球に対して他のいずれの内野手も守備する機会がなかった場合に限り、打球に触れたという理由でアウトにはならない。

(4) 補則「ボールデッドの際の走者の帰塁に関する処置」(1)(e)(2)の改正

(1)(e)(2)本文を次のように改める。(下線部を改正)

フェアボールが、内野手(投手を含む)に触れる前に、フェア地域で走者または審判員に触れた場合。または、フェアボールが、内野手(投手を除く)を通過する前に、フェア地域で審判員に触れた場合。

【解説】

上記(2)(3)(4)は、5.09(b)(7)の改正に伴い、走者がフェアボールに、フェア地域で触れた場合、内野手(投手を除く)を通過したかどうかに関係なく、例外を除き、走者にアウトが宣告されることとなったことによる改正です。

次に、投手の投球動作およびボークルールの改正点について説明します。

(5) 5.07(a)(2)【注2】の改正

5.07(a)(2)【注2】を次のように改める。(下線部を改正)

(1)(2)項でいう「中断」とは、投手が投球動作を起こしてから途中でやめてしまったり、投球動作を一時停止したりすることであり、「変更」とは、ワインドアップポジションからセットポジション(または、その逆)に移行したり、投球動作から塁への送球(けん制)動作に変更することである。

【解説】

昨年までの【注2】の記述は、以下のとおりでした。

「(1)(2)項でいう「途中で止めたり、変更したり」とは、ワインドアップポジションおよびセットポジションにおいて、投手が投球動作中に、故意に一時停止したり、投球動作をスムーズに行わずに、ことさら段階をつけるモーションをしたり、手足をぶらぶらさせて投球することである。」

この注釈文は、1970年代から、わが国で当時問題となっていた投球動作(いわゆる二段モーションと言われるような投球動作)を規制しようとして、わが国の規則委員会で独自に定めた規則であり、英文の原文にはないものでした。

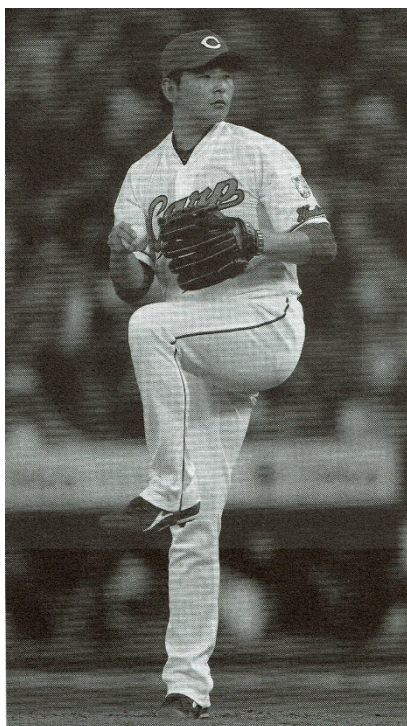
2018年の規則改正においては、反則投球の定義に関する【注】を削除して、投球動作を一時停止させたり、自由な足をぶらぶらと上下させたりする投球動作について、走者がいない場合には反則投球によるペナルティは課さないこととしました。しかし、当委員会としては、あくまでもこういった投球動作は自然な投球動作とは言えず、打者に対するマナーのうえでも、また投手自身のパフォーマンスにも良い影響を与えるものではないと考え日本野球科学研究会に、科学的観点から、これらの投球動作が打者の打撃のパフォーマンスにどのような影響を与えるのか、また投手自身の投球パフォーマンスや、投球障害に陥る危険性はないのかなどについて研究し、結果を報告していただくよう依頼をしていました。その研究結果の要旨は以下のとおりでした。

・二段モーションや一旦停止モーション(以下、変則足上げモーションと言う)は、フェアゾーンへの打球率、打球速度、打球方向に代表される打撃パフォーマンスに特段の影響を与えるものではない。

・変則足上げモーションによって、打者の重心移動は何らかの影響を受けている可能性はあるが、それは打者の踏み込み足の着地時にはほぼ解消され、投手がボールをリリースする際には、その影響はほぼ消失する。

- ・変則足上げモーションは、投球速度、制球力、ボールの回転数、ボールの回転軸、ボールの変化量に代表される投球パフォーマンスに特段の影響を及ぼさない。
- ・変則足上げモーションによって、片脚立位姿勢(バランスポジション)時の投球動作には若干の違いが認められたが、肘関節内反トルク、肩関節牽引力、肩関節剪断力に代表される投球障害因子にも影響を及ぼすものではない。

以上の報告を踏まえ、当委員会では、これまでの【注2】後段の記述、「投球動作をスムーズ



に行わずに、ことさらに段階をつけるモーションをしたり、手足をぶらぶらさせて投球すること」という文言を削除しました。自由な足を上下させたり、投球動作の途中でグラブを叩いたりすることは、規制する根拠がなくなり、今後は投球動作の一部とみなすという結論に至りました。従って、走者がいる場合に、このような動作を行って投球した場合にはボークは宣告しないこととなります。しかし、塁への送球(けん制)に変更した場合は、投球動作から塁への送球に変更したという理由で“ボーク”が宣告されます。また、投球動作を一時停止した場合には、打者に投球しても、塁への送球に変更しても“ボーク”となるのは今までどおりです。

今季よりこれまで「二段モーション」と呼ばれてきた投球動作の一部は有走者時に行っても、ボークとはならない。
(左図)

(6) 5.07(a)(1)①および(2)②の改正

5.07(a)(1)①および(2)②を次のように改める。(下線部を改正)

打者への投球動作を起こしたならば、中断したり、変更したりしないで、その投球を完了しなければならぬ。

(7) 5.07(d)の改正

5.07(d)本文中の「投球に関連する動作」を「投球動作」に改める。

投手が、準備動作を起こしてからでも、打者への投球動作を起こすまでなら、いつでも塁に送球することができるが、それに先立って、送球する塁の方向へ直接踏み出すことが必要である。

【解説】

windアップポジションにおいては、自由な足を一步後ろに引いたり、ボディイングを始めたりすることは“投球動作”の開始であり、それらを伴わない、ヒジから先を動かして両手を合わせる動作は“投球に関連する動作”です。またセットポジションでは、ストレッチ(両手を頭上または前方に伸ばして両手を合わせる行為)は投球に関連する動作または準備動作と言います。これらは区別して考えなくてはなりません。“投球に関連する動作”においては、途中で投手板から

軸足を外すことができますし、塁への送球も許されます。“投球動作”を開始したら途中でやめたり、一時停止することは許されず、打者への投球を完了しなくてはなりません。

これまで、規則書の中では“投球動作”と“投球に関連する動作”とを同じ意味合いで使っている個所がありましたので、今回の改正で明確に区別しました。

(8) 6.02 (a)(1)の改正

6.02 (a)(1)を次のように改める。(下線部を改正)

投手板に触れている投手が、5.07(a)(1)および(2)項に定める投球動作に違反した場合。

【解説】

塁に走者がいるときに、投手にボークが宣告される13項目の最初に記載されている規則です。これまでは、「投手板に触れている投手が、投球に関連する動作を起こしながら、投球を中止した場合。」との記述でしたが、投球を途中でやめてしまったときだけではなく、5.07(a)に定める、正規の投球姿勢に違反した場合もすべて含めて“ボーク”が宣告されることを明確にしたものです。

次に、その他の改正点について説明します。

(9) 5.05(b)(2)の改正

5.05(b)(2)【原注】の追加

【原注】 投球が打者の身に着けているネックレス、ブレスレットなどの装身具にだけ触れた場合には、その打者が投球に触れたものとはみなさない。

【解説】

投手の投球が打者に触れたときの規則ですが、ネックレスやブレスレットにだけ触れた場合は、ヒット・バイ・ピッチと認めないこととしました。

(10) 5.06(b)(4)(I)の改正

5.06(b)(4)(I)を次のように改める。(下線部を改正)

四球目、三振目の投球が、捕手のマスクまたは用具、あるいは球審の身体やマスクまたは用具に挟まって止まった場合、1個の塁が与えられる。

(11) 5.06(c)(7)の改正

5.06(c)(7)を次のように改める。(下線部を改正)

投球が、捕手のマスクまたは用具、あるいは球審の身体やマスクまたは用具に挟まって止まった場合—各走者は進む。

【解説】

(10)、(11)の改正は、投球が球審の身体に挟まって止まった場合も、マスクや用具に挟まって止まった場合と同様に、ボールデッドとなり、1個の進塁を許すことがあると定めたものです。ボールデッドにするか否かの判断は、すべて球審に委ねられます。

(12) 5.10(g)の改正

5.10(g)の後段として次を追加する。

以下はマイナーリーグで適用される。先発投手または救援投手は、打者がアウトになるか、一塁に達するかして、登板したときの打者(または代打者)から連続して最低3人の打者に投球するか、あるいは攻守交代になるまで投球する義務がある。ただし、その投手が負傷または病気のために、それ以後投手としての競技続行が不可能になったと球審が認めた場合を除く。

【解説】

先発投手、救援投手は、最低3人の打者に投球するか攻守交代になるまで交代が許されないこととなります。ただし、この規則は冒頭の文章にあるように、2019年にマイナーリーグで試験的に採用された規則です。メジャーリーグで今年から正式に採用されるとの情報がありますが、わが国では今年からの採用は見送ることにしています。

(13) 5.10(m)の改正

5.10(m)を次のように改める。

- ① 同(1)の(マウンドに行ける回数)「6回」を「5回」に改める。
- ② 同(2)本文の最終の文「ただし、次の場合を除く。」を次のように改める。

ただし、すでにマウンドで行われている相談に途中から監督、コーチまたは野手が加わっても、新たな回数には数えない。さらに次の場合もマウンドに行く回数には数えない。
- ③ 同(2)(B)を次のように改める。(下線部を改正)

野手が投手と話すためでなく、単にスパイクの汚れを払うためにマウンドに行った場合。
- ④ 同(2)(D)を次のように改める。(下線部を追加)

攻撃側チームによる選手交代の通告後、投手が次の1球を投じるか、または、プレイをする前に、野手がマウンドに行った場合。
- ⑤ 同(2)(E)～(G)を追加する。

(E) 審判員のタイム(たとえば、審判員が負傷したり、観客、物体、または球場整備員がフィールド上に現れたり、あるいは監督がリプレイ検証を要求したときなど)による試合の中断の際、野手が再開を遅らせることなく、マウンドに行った場合。

(F) フェンス越えの本塁打を打たれた後に、野手がマウンドに行った場合。ただし、打者走者が本塁に達する前には自分の守備位置に戻らなければならない。

(G) イニングの間および投手交代の間に適用された時間制限の中で、野手がマウンドに行った場合。
- ⑥ 同を追加する。

(4) マウンドに行く回数制限の施行—監督またはコーチが、チームに与えられたマウンドに行ける回数を使い果たした後に、マウンドに向かうためにファウルラインを越えてしまえば、その救援投手の第1打者が打撃中でない限り、その投手を交代させなければならない。もし第1打者の打撃中であれば、規則5.10(g)により、その打者が打撃を完了するまで投げ続けなければならない。

ならない。

監督またはコーチが、マウンドに行く回数に例外が適用されると思う場合は、ファウルラインを越える前に審判員に確認しなければならない。

本規則の適用によって突発的な投手交代を行わなければならないとき、救援投手がブルペンでウォームアップをしていなかった場合、監督またはコーチは、マウンドに行く回数制限を超えて違反したことにより、試合から退けられる。この場合、審判員は、その救援投手に対して、試合に出場するために必要な準備の時間を与えることができる。

野手が、チームに与えられたマウンドに行ける回数を使い果たした後に、審判員に自分の守備位置に戻るよう注意されたにもかかわらずマウンドに行けば、その野手は試合から退けられる。しかし、この場合、投手交代の必要はない。

【解説】

5.10(m)は、メジャーリーグに適用されるスピードアップルールです。わが国ではこの規則は適用せず、それぞれの団体や連盟の定めた規則に従うことになります。

(14) 9.01の改正

9.01を次のように改める。

① 同(a)の2段目を次のように改める。(下線部を追加)

記録員は、ホームチームにより割り当てられた新聞記者席内の所定の位置で試合の記録をとり、記録に関する規則の適用に関して、例えば打者が一塁に生きた場合、それが安打によるものか、失策によるものかなどを、独自の判断で決定する権限を持つ。

② 同(a)の4段落目以降を次のように改める。(下線部を改正)

クラブ職員およびプレーヤーを含むすべての人は、その決定について記録員に異議を唱えることはできない。

記録員は、あらゆる記録を決定しなければならない。記録員の判断を要することが起きたとき、記録員は、プレイの進行に沿って次の打者が打席に入るまでに記録を決定するように最善の努力をする。記録員は、その裁量で、試合終了後あるいはサスペンデッドゲーム宣告後24時間以内に、当初の決定を最後の決定にするか、変更するかを決定する。

メジャーリーグのプレーヤーまたはクラブは、試合終了後あるいは決定の変更後72時間以内に、書面または認められた電子的手段によってコミッショナー事務局へ通知して、運営部門責任者に記録員の決定を見直すように要求することができる。(以下省略)

③ 同(c)後段を次のように改める。(下線部を追加)

記録員は、その任務の遂行にあたり、監督、プレーヤー、クラブ役職員、報道関係者から侮辱的言動を受けた場合には、いかなるものでも然るべきリーグ役職員まで報告しなければならない。

【解説】

記録員に関する改正ですが、プレイングルールの改正ではないので、説明は省略します。

(15) 定義76の改正

定義76の最終段落として次を追加する。

本定義では、プレーヤーが身に着けているネックレス、ブレスレットなどの装身具はプレーヤーの身体の一部とはみなさない。

(16) 定義80の改正

定義80を次のように改める。(下線部を追加)

プレーヤーまたは審判員の身体はもちろん、着用しているユニフォームあるいは用具(ただし、プレーヤーが身に着けているネックレス、ブレスレットなどの装身具は除く)のどの部分に触れても「プレーヤーまたは審判員に触れた」ことになる。

【解説】

(15)は「タグ」の定義、(16)は「タッチ」の定義の改正です。いずれも、(9)で説明した5.06(b)(2)の改正に伴うものです。